

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	カーボンニュートラル推進事業（旧：環境マネジメントシステム推進事業）		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム「C-E M S」及び学校版環境マネジメントシステム「スクールエコアクション」を運用してP D C Aサイクルによる部局及び学校における省エネルギー化を推進します。・外部監査や府内研修等を継続的に実施し、問題点の抽出及び環境法令の情報発信を推進することで、さらなる職員の環境意識の醸成を図ります。・環境省のエネルギー管理システム（LAPSS）を活用し、公共施設で使用しているエネルギーの「見える化」を図り、職員の省エネ意識向上、エネルギー使用量の管理を強化します。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の施策)</p> <p>第十九条</p> <p>2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (エネルギー使用者の努力)</p> <p>第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずよう努めなければならない。</p> <p>(定期の報告)</p> <p>第十六条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に關し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に關し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。</p>

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	ちがさきエコネット事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・「茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト ちがさきエコネット」のコンテンツの更新、サイトの運営管理、サーバーの保守管理等を行います。・市域の温室効果ガスの排出抑制を進めるため、「省エネコンテスト」など、市民や事業者が地球温暖化対策に自主的に取り組めるよう、市から省エネ対策事例や環境イベント等の情報の発信を行います。・「SDGsキッズクイズ」など、小、中学校や教育委員会と連携した情報発信を推進し、環境教育、環境学習の視点からさらなるコンテンツの充実を図ります。・広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用して市民、事業者へちがさきエコネットのPRを図るとともに、併せて市職員への同サイトの周知についても継続的に実施します。・サイト上にバナー広告欄を設け、安定的な運用に向け特定財源の確保を図ります。
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の施策)</p> <p>第十九条</p> <p>2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (エネルギー使用者の努力)</p> <p>第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずよう努めなければならない。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。</p> <p>気候変動適応法 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・市内の市民活動団体や事業者の活動内容についてのPRを図ります。また、市民団体が環境意識向上を図ることを目的とした学習会に対し、講師の派遣を行うなど支援を実施します。・市民団体の環境保全活動等についてホームページ等を通じて周知啓発を行います。
------	--

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	環境フェア開催事業		

事業概要	<p>・市民、事業者、学校等の環境活動に関するパネル展示やスクールエコアクション担当小学校の環境活動に関する動画上映のほか、環境意識の向上を図るため、市民団体や事業者の協力を得ながら、親子向け体験型イベントとして、環境教室、ワークショップを含めた環境フェアを11月に実施します。</p>
------	---

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	環境学習支援事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・主に子どもを対象とした体験学習事業「里山はっけん隊！」を市民団体と神奈川県公園協会と連携して実施します。・環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」を活用し「教員向け環境学習NEWS」などを通じて各小、中学校へ情報発信を行います。
------	---

法的 实施根拠	
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	エネルギー及び気候変動対策支援事業（旧：太陽光発電設備普及啓発事業）		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備普及啓発基金を活用し、事業者及び市民活動団体等が市内の施設に太陽光の利用に関する普及啓発を目的とする太陽光発電設備の設置を推進すべく事業費の一部を助成します。・様々な広報媒体を活用しながら、当該補助制度の周知を図ります。
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金条例 (処分)</p> <p>第7条 基金は、市又は茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第3条第1号エに掲げるものによる太陽光の利用に関する普及啓発を目的とする太陽光発電設備の設置を推進する事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。</p>

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	脱炭素社会に向けた普及啓発事業 (旧:省エネルギー及び地球温暖化対策に関する普及啓発事業)		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・寒川町と共同で表明した「気候非常事態宣言」の周知を図るとともに、環境教育・環境学習の視点から様々な啓発活動を実施します。・市民を対象とした「みどりのカーテン事業」を実施します。・藤沢市、寒川町と2市1町で連携した湘南エコウェーブ推進事業では、市民、事業者向けに地球温暖化対策に関する周知・啓発活動を実施します。・環境月間、温暖化防止月間、省エネ月間などにおいて、市民ふれあいプラザをはじめ、図書館や公民館等でパネル展を実施します。・小中学校をはじめとした公共施設への再生可能エネルギーの導入等について検討を進めます。
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の施策)</p> <p>第十九条</p> <p>2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (エネルギー使用者の努力)</p> <p>第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずよう努めなければならない。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。</p> <p>気候変動適応法 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	「きれいなちがさき条例」関連事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">条例啓発物品の作成及び配布による周知啓発を行います。広報紙等の情報媒体を活用した周知啓発を行います。ポイ捨て防止の観点から建設した茅ヶ崎駅南口喫煙所の維持管理を行います。
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」</p> <p>(空き缶等の投棄等の禁止)</p> <p>第6条 何人も、公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸い殻等を投棄し、又は放置してはならない。</p> <p>(落書きの禁止)</p> <p>第10条 何人も、落書きをしてはならない。</p> <p>(落書きの消去要請)</p> <p>第11条 市長は、落書きが放置され、著しく周辺の美観を損なう状態にあると認めるとときは、公共の場所等の所有者、管理者又は占有者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。</p> <p>(深夜の花火の禁止)</p> <p>第18条 何人も、海岸、広場その他の公共の場所において深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）における花火をしてはならない。</p>

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	環境基本計画の進行管理・策定事務		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・環境審議会の開催及び運営を行います。・環境基本計画に基づく施策の実施状況及び評価を取りまとめた報告書を発行します。・施策評価に向けた市民アンケートを実施します。
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>環境基本法 (市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)</p> <p>第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体実行計画等)</p> <p>第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>気候変動適応法 (地域気候変動適応計画)</p> <p>第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市環境基本条例 (環境基本計画の策定)</p> <p>第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる茅ヶ崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。</p> <p>3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、茅ヶ崎市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p> <p>(環境施策の報告)</p> <p>第20条 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>(市民等の意見)</p> <p>第21条 市民等は、報告書が公表された日から市長が定める日までに、報告書について市長に意見書を提出することができる。</p> <p>(審議会の意見等)</p> <p>第22条 市長は、前条に規定する市長が定める日後、速やかに報告書について審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を審議会に提出するものとする。</p> <p>3 市長は、報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	太陽光発電設備普及啓発基金積立事務		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・基金を活用した普及啓発事業を実施するための財源となる基金への積立額を確保します。・市ホームページ、広報紙及び地元情報誌、環境フェア等の様々なイベントにおいて同基金を周知し、寄附を募ります。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金条例 (積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。</p> <p>(1) 市の資金 (2) 基金の趣旨に沿う寄附金 (管理)</p> <p>第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p> <p>第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>

事務事業概要書

部名	環境部	課かい名	環境政策課
事務事業名	地域再エネ導入目標策定事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none">・「2050年温室効果ガス実質排出ゼロ」を達成するため、市域の再生可能エネルギーを最大限活用するための基礎調査、導入目標の設定、2050年を見据えた脱炭素シナリオを含めたロードマップを作成します。
------	--

法的 実施根拠	あり	※地域再エネ導入目標を策定するにあたっての根底にかかる実施根拠
根拠法令 抜粋		<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の施策)</p> <p>第十九条</p> <p>2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (エネルギー使用者の努力)</p> <p>第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずよう努めなければならない。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。</p> <p>気候変動適応法 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>